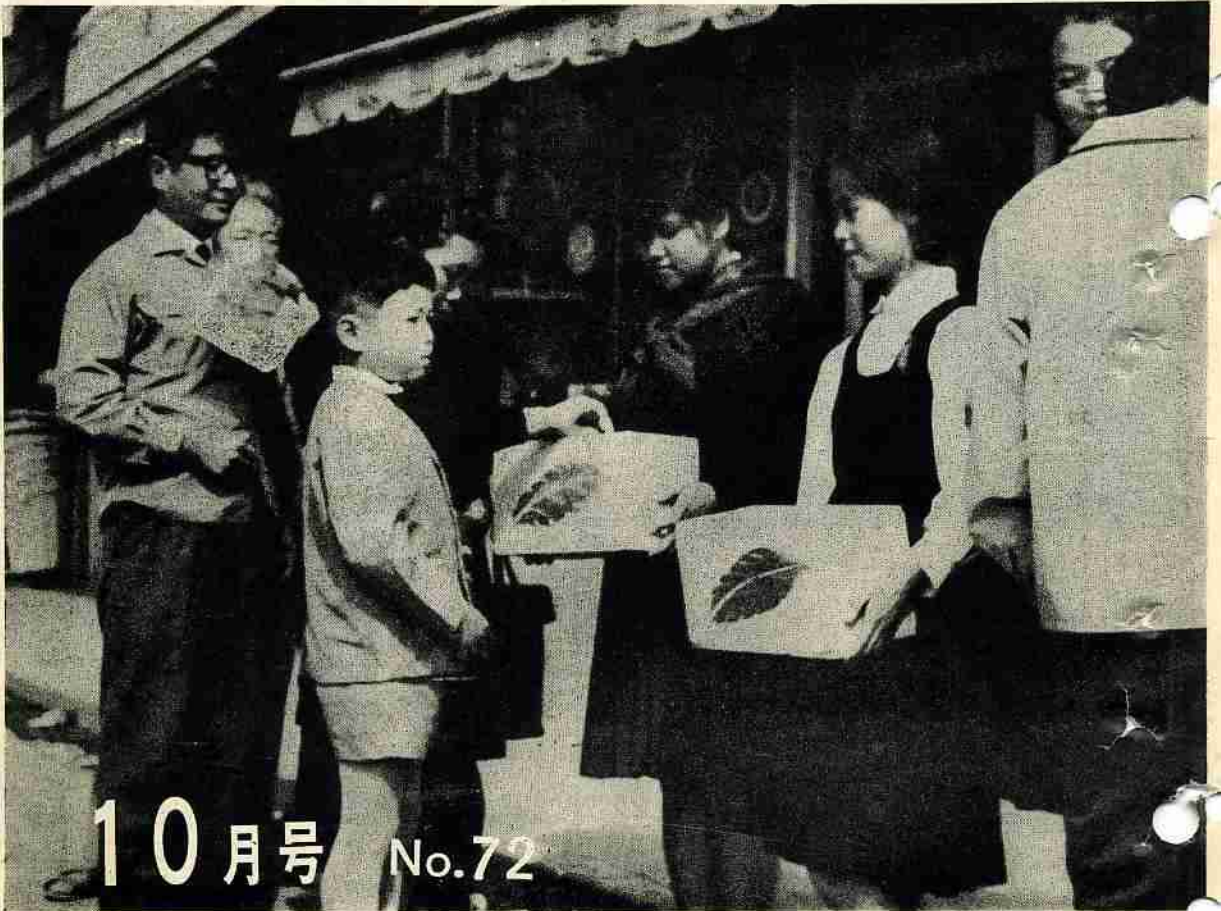




# 広報のほがべ

『毎月十日は防火の日』“焼跡に立った気持で火の用心”



10月号 No.72

## 共同募金にみんなで協力

今年も十月一日から、全国いっせいに共同募金運動が始まりました。

お互いに助け合って、世の中のふしあわせを、少しでもなくし、私たちの町や村を、明るく住みよいものにしてゆこうとする、この運動も、今年で十九回を迎えました。

皆さんのご協力で寄せられたお金は、恵まれないお年寄や、こどもたちのための福祉施設、あるいは生活に困っている家庭の援助など、社会福祉事業を進めてゆく上に、大きな働きをしております。

募金期間は、十月一日から十二月三十一日までの三ヶ月間で、十月から街頭募金や戸別募金、十二月は歳末たすけあい運動を行なうことになっていきます。

だれもが社会福祉に関心を持ち社会福祉の仕事をも、みんなでもりたてる。赤い羽根のたすけあい共同募金運動に協力しましょう。

# 議会だより

第三回定例議会は、九月二十一日行なわれ、一般質問に先立ち報告六件、議案十一件がそれぞれ審議され原案通り承認、可決されました。

その概要は次のとおりです。

## ◎災害の報告について

九月に入つて七日、十七日の集中豪雨と、十日、十八日の台風が連続的に登別町各地に襲ひ大きな被害を出しました。

この被害状況は(単位千円)

### △公共施設▽

- 土木施設 七一、二四一
- 文教施設 二七五
- 消防施設 三〇〇
- 水産施設 六〇〇

### △個人(共同)施設▽

- 農業施設 一九、二八五
- 農作物 八、三八九

### △道の施設(道路)▽

二、四六五

### △その他▽

被書額合計 一〇二、三三八

## ◎四〇年度各会計補正予算

一般会計の予算額は、五億九、〇八二万円、上水道特別会計一億五、七八四万円、観光事業特別会計一億四、三八八万円となりました。

主な事業は次のとおりです。

- 警備巡查駐在所増築工事費
- 警備町の防犯灯設備助成金
- カルルス地区雑用車施設助成金
- し尿処理施設運営費

## 町史編さんシリーズ

# 古老回顧座談会 その三

## 登別温泉会場

## 第一滝本館

温泉旅館  
の草分け

司会 滝本金蔵さんが、和人の入地者で先駆者であつたということですが、その後、和人の方々が、ここへぼつぼつお入りになつて、家を構えられ

るところのお話を伺いたいのですが……

皆さんは一代

○警備駅前通補装工事費

○住之江通舗装工事費

○礼内中学校教員住宅新築工事費

○山手通側溝災害復旧事業費

などです。

◎収入役の選任  
十月十日をもって任期満了となる町収入役八十嶋武雄氏が再び選任されました。



再選任された八十嶋武雄氏

◎教育委員会委員の任命  
九月三十日で任期満了となる町教育委員会委員柳沼高杉氏が、再

び任命されました。



再任命された柳沼高杉氏

◎公平委員会委員に現委員井上晴夫氏が再任されました。

◎固定資産評価審査委員会委員に現委員玉川英三郎氏が再任されました。

## ◎し尿汲取手数料改正

今まで十八リットルにつき十三円のし尿汲取手数料が、十月十五日より二十円に改正になりました。なおし尿汲取料金の改正と取扱について三ページ左下

に記載してあります。

## 衛生センター

### 見学について

このたび竣工したし尿処理施設を次の要領で、一般の方に見学していただくことになりました。

### 記

一、期 間 十一月中

二、申込方法

1、団体、婦人会、町内会、衛生団体、その他各種団体(個人はお断りすることがあります)

2、役場衛生課または各支所に日時、人員、代表者氏名を申し込んで下さい。

に私達も来たのです。私の父と、滝本の二代目と、久本の分家の三人が兄弟分で、前浜で漁場をやつていて、滝本が丸メ一という屋号で一番の年上、それからかねメ一の久本、私の父は一番若くてかねメと、兄弟で屋号を三つ付けていたのです。私の父は、ここで魚屋を始めました。ところが登別温泉で魚屋を開いても、カゴが一つあれば間に合つたので、昔はみな魚を入れたカゴを、天秤で肩に担いでいました。特に私の父は、家庭では、飲ん平でやんちゃ者だったから、その間、子供の私のやり場がないものだから、魚を買に行くときは、片方のカゴに釣を、もう一方に米俵などを担いで、魚

を買つたら、一方に魚、もう一方に私をというふうにして、毎日、天秤に担がれて、私は育つてきているのです。

司会 荷物と堅田さんが、振分けられて、天秤に担がれて運ばれたというわけですか。いやどうも。

堅田 それと、今でいえば幼稚園ですが、昔、寺小屋という名前前のときに入つた中で、現在残っているのは、私だけかと思ひます。そのころ、はじめて寺小屋に子弟を預けることになったのですが、室蘭の万恵寺の布教所のようなお寺ができました。それで、私と玉川さんの長女(早くに亡くなった)の二人が、その寺小屋で教えを受けました。

司会 堅田さんがここへお入りになった当時、どの位の家の数があつたものでしょうか。

堅田 はっきり記憶しておりませんが、第一滝本館—そのころ、正面は既に二階建になっていました。……それから(○旅館(現在の日活ホテル)もやはり二階建でした。この二軒の旅館があるものからそれを目当に、いろいろ小さな店が、たくさんありました。

元村長、渡辺孝氏(の)の消息をご存知の方、または写真をお持ちの方は、役場庶務課までご連絡下さい。



人道跨線橋完成

かねて念願であった人道跨線橋は、三月二十四日PS工場の手によって着工し、去る七月二十日竣工しました。

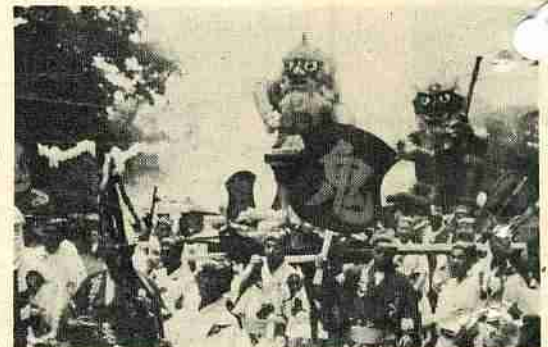
この跨線橋は、駅構内や鉄道線路を歩く人が多く、中には事故寸前の危険をおかす人がおり、悲惨な事故が起らぬよう工費六〇〇万円をかけてつくったものです。



公営住宅建築中

七月二十日より幌別西団地に建築中の公営住宅二十戸は、十月三十一日竣工を目指して工事が進められております。

一、工費は二四六万円



第二回「地獄まつり」

盛況のうちに終る

九月三日から三日間、登別温泉を舞台に繰り広げられた、第二回登別温泉地獄まつりは、昨年の倍以上の人出で賑い、折からの雨を吹き飛ばすような、元気のよい鬼みこしや、三千人を越す鬼おどり威勢のよい北海太鼓など、多彩なプログラムが、盛大に行われました。

お知らせ

社会係より

◎戦没者の妻に支給される特別給付金の請求は、今年度限りで時効になります。請求されていない方は、早急に手続きして下さい。

受けられる方

夫が昭和二十年七月七日以降、公務死亡のため公務扶助料、又は遺族年金、給与金等をうけている方です。

受ける額

一〇万円(国債)を一〇年間に分割して支給されます。またまったお金が必要とする方は、国債取得後)一〇万円を限度に貸付けた

カ

メ

ラ

ス

ホ

ツ

ト

保健係より

国民健康保険の資格取得、喪失について

一、他市町村から転入したときは、他の健康保険又は、共済組織のない場合は、国民健康保険の被保険者となる資格があり、他市町村へ転出するとき

は、資格がなくなりますので最寄りの支所又は、役場へ届出して下さい。尚この場合必ず保険証を返納して下さい。

二、資格を喪失して保険証を返納しないまま、転出先で病気等のため、医療機関でその保険証を使用した場合は、行政罰の他に刑法上の責任も負わなければならないので充分注意して下さい。

保険税の所得実態調査

現在一部の被保険者に対する保険税について所得の申告がないので、課税上やむを得ず暫定措置をとっております。

本月中に所得の実態調査を行いこれによって税額の更正が行われることとなりますので、御了承の上、実態調査に対して御協力をお願いします。

し尿汲取料金の改正と取扱について

町では、昨年度からし尿処理施設の建設に着手してきましたが、十月からその運転を開始することになりました。この建設には、起債および国の補助金も含めて、町費七千五百万円余りの費用が投ぜられており、この資金の返済と施設の運営管理費が年間相当額を必要としますため、現行の十八リットル当り十三円の料金では、今後とうてい賄ってゆけない状態となりました。そこで、八月の臨時議会にし尿汲取手数料の改訂案を提案し、議会においては、これを社会常任委員会に附託いたしました。委員会では、問題が公共料金の引上げであるだけに、他市の同一施設の実態調査を行い、慎重に審議

がなされましたが、施設の運営管理費を今後大巾に節約しても、なおかつ七円の引上げは止むを得ないとの結論に達し、十八リットル当り二十円の改正で九月の定例議会に報告され、条例が改正されたものであります。

以上の実情をご理解下さいまして、汚物が衛生の妨げとならずに処理されるよう、特別のご協力をお願いいたします。

なお新旧料金の切替方法は次のようになりますのでお知らせします。十月十五日まで申込みの分は旧料金で、十六日以後の分は改正された料金で汲取ります。又、十五日までの申込み分は出来るだけ早く汲取りを終るようにしますが一部の地域では十五日以降に旧料金分と改正料金分が同じ日に汲取られることもありますのでご了承願います。

事情説明書

町財政のおしらせ



当町の財政状況は先きに広報のほりべつ5月号に公表されましたが、今回は昭和39年度の決算見込と昭和40年度各会計の予算執行状況について公表します。

ご周知のように高度経済成長の影響を受け地方財政は極めて逼迫した状態にあります。このため当町は昨年度予算に引き続き経常経費の節減に努め事業的経費の財源確保に留意し、緊急欠くべからざる事業の実施を基本に積極的な施策を講ずることとしました。

今年の主要事業は、し尿処理場の新設、道路及び橋梁の整備他公営住宅建設、小中学校の増改築、水道事業の延長、漁港海岸の開発整備他観光事業の発展等町民のみなさんの身近かな問題を解決し、明るく住みよい街づくりに邁進しております。

今後も行政内容をより検討し、財政運営の合理化と効率化に努め町民のみなさんへの奉仕を強化する所存でありますので、町政に対するなご一層のご理解とご協力をお願いいたします。

昭和40年9月

登別町長 岩倉 誠 一

昭和39年度各会計決算見込

一般会計

(1) 歳入

科目	予算額	収入額	率(%)
町税	203,130	205,959	101.39
国有施設等所在市町村助成交付金	66	66	100.00
地方交付金	117,144	117,144	100.00
分担金及交付金	4,920	4,447	90.38
使用料及手数料	24,706	25,683	103.95
国庫支出金	65,089	65,024	99.90
道支出金	20,763	20,678	99.59
財産収入	33,495	31,493	94.02
寄附金	634	634	100.00
繰越金	3,935	3,935	100.00
諸収入	64,961	65,368	100.62
町債	37,700	37,700	100.00
合計	576,543	578,131	100.27

(2) 歳出

(単位千円)

科目	予算額	支出額	率(%)
議会費	11,136	11,100	99.67
総務費	85,778	84,871	98.94
民生費	26,703	24,913	93.29
衛生費	38,366	37,271	97.14
労働費	44,186	43,562	98.58
農林水産費	40,046	39,701	99.13
商工費	36,006	35,864	99.60
土木費	75,395	69,054	91.58
消防費	19,446	18,590	95.58
教育費	152,716	152,063	99.57
災害復旧費	5,434	5,414	99.63
公債費	41,031	40,847	99.55
諸支出金	—	—	—
予備費	300	0	—
合計	576,543	563,250	97.69

特別会計

会計別	区分	予算額	歳入		歳出	
			収入額	率(%)	支出額	率(%)
上水道特別会計		59,050	57,597	97.53	57,369	97.15
国民健康保険特別会計		32,245	29,856	92.59	32,023	99.31
観光事業特別会計		144,704	140,496	97.09	140,326	96.97
計		235,999	227,949	96.58	229,718	97.33

状況 (40.8.31現在)  
259千円  
688円  
98円

54千円 (348%)

千円 (%)  
千円 (%)

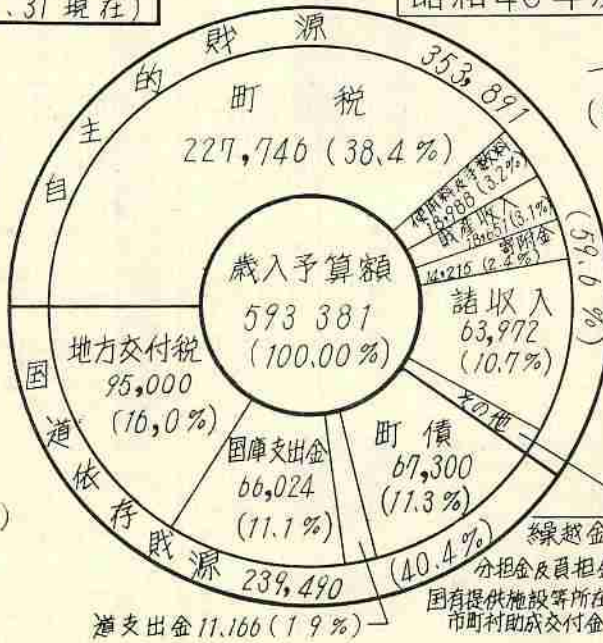
千円 (%)  
千円 (%)

# 登別町財政

昭和40年度各会計予算

人口 38,402 人  
世帯 9,517 世帯  
(40.8.31現在)

特別会計  
総額 343,748千円



一般会計  
(単位千円)



## 昭和40年度 各会計予算執行状況

(40.8.31現在)

(1) 歳入

科目	予算額	収入済額	率%
町税	227,746	74,972	32.91
国有施設等所在市町村助成交付金	50	—	—
地方交付金	95,000	59,276	62.39
分担金及交付金	2,169	916	42.23
使用料及手数料	18,988	5,838	30.74
国庫支出金	66,024	5,635	8.53
道支出金	11,166	117	1.05
財産収入	18,651	2,759	14.79
寄附金	14,215	875	61.55
繰越金	8,100	14,881	183.71
諸収入	63,972	3,178	4.97
町債	67,300	1,000	1.49
合計	593,381	169,447	28.56

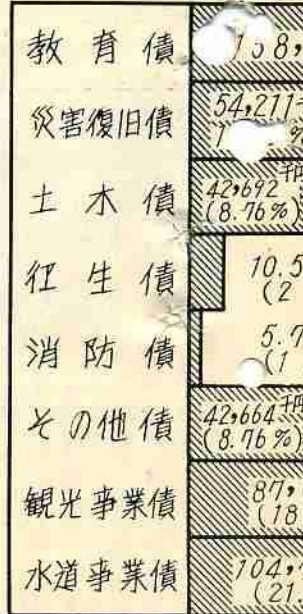
(2) 歳出

(単位千円)

科目	予算額	支出済額	率%
議会費	13,000	4,514	34.72
総務費	88,009	31,469	35.76
民生費	30,530	9,861	32.30
衛生費	80,870	27,930	34.54
労働費	43,388	19,199	44.25
農林水産費	19,138	5,388	28.15
商工費	41,900	32,196	76.84
土木費	75,165	16,574	22.05
消防費	28,370	8,548	30.13
教育費	124,140	63,813	51.40
災害復旧費	836	797	95.33
公債費	45,495	13,144	28.89
諸支出金	2,240	2,240	100.00
予備費	300	—	—
合計	593,381	235,673	39.72

## 町債の

総額 487,000千円  
\* { 町民1人当り 12,400円  
1世帯当り 57,000円



会計別	区分	予算額	歳入		歳出	
			収入済額	率(%)	支出済額	率(%)
上水道特別会計		155,648	26,189	16.83	69,156	44.43
国民健康保険特別会計		45,735	16,541	36.17	13,642	29.83
観光事業特別会計		142,365	20,068	14.10	29,065	20.42
計		343,748	62,798	18.27	111,863	32.54

登別町

宅地造成規制区域に

登別町の宅地造成工事規則が、九月一日建設省で告示、道から発表されました。

区域は、鶯井、富岸、来馬、川上、千才、富浦、登別、上登別、中登別、登別温泉、カルルスで、町全体の三分の一に当り、宅地造成に伴い土砂流出、ガケくずれの多い地区です。

これからの宅地造成は きつくなる

災害防止のため充分有効な措置を講じ、災害の絶無を期するよう、造成主は特に次の点に留意して下さい。

◆宅地造成工事の許可

区域内において行なわれる宅地造成の工事について、造成主は当該工事に着手する前に知事の許可

道路交通法の一部変わる

九月一日から道路交通法の一部が変更されました。これは、交通事故を防止し、あわせて交通をスムーズにしようというねらいからです。

改正された主な点は

- ①軽免許を廃止して普通免許に含めた。
②自動二輪、軽二輪、二輪原付自転車の免許を一本にして、二輪免許にした。
③十台以上の自動車を持つ会社、商店などでは一安金運転管理者」を置いて事故防止を促すこととする。

を受けなければならない。

◆宅地造成工事の技術的基準

区域内において行なわれる宅地造成工事は、資格を有する者の設計により、擁壁又は、排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

◆工事完了の検査

造成主は、工事を完了した場合その工事が規定に適合しているかどうかを知事の検査を受けなければならない。

◆監督処分

①知事は、偽りその他不正な手段で許可を受けた者又は、許可に附した条件に違反した者に対し、許可を取り消す。
②知事は、規定に違反して許可

ことにした。

◆身体障害者の車いすは右側通行に。

「車いす」が軽車両からはずされ「歩行者」に含まれました。今後は、歩車道の区別ない道路では右側を、歩道のあるところでは歩道を通ることになります。

◆車の最高速度が一部引き上げられた。

最高速度が、欠のように一部引き上げられましたが、公安委員会が道路の状況を見て、速度を制限することがありますから、ご注意ください。

を受けられないものに対し、工事施行の停止を命じ、又は、猶子期限をつけて、擁壁、排水施設の設置、その他宅地造成に伴う災害防止のため必要な措置を命ずる。

◆改善命令

宅地造成により災害の発生のおそれがある場合、土地の利用状況から相当の猶子期限をつけて、擁壁排水施設の設置改造又は、地形の改良のため工事を命ずることができ

◆工事の届出

①区域内の宅地において擁壁又は排水施設に関する工事を他の工事で、その工事に着手する十四日前に知事に届けなければならない。

◆宅地の保全

宅地造成によって災害が生じないよう、宅地を常に安全な状態に努めまた、擁壁、排水施設改造を

の他必要な措置をとるよう勧告することができ

◆改善命令

宅地造成により災害の発生のおそれがある場合、土地の利用状況から相当の猶子期限をつけて、擁壁排水施設の設置改造又は、地形の改良のため工事を命ずることができ

◆工事の届出

①区域内の宅地において擁壁又は排水施設に関する工事を他の工事で、その工事に着手する十四日前に知事に届けなければならない。

◆宅地の保全

宅地造成によって災害が生じないよう、宅地を常に安全な状態に努めまた、擁壁、排水施設改造を

Table with 4 columns: 区、普通、大型、大特、自三輪、軽、自、軽、原付. Rows: 乗、貨、乗、貨、けん引以外、けん引、種、種、種、種、種、種、種、種. Includes '現行改正' and '△印は、改正で速度が引き上げられたもの'.

異動届出のしおり(その三)

先月号で、戸籍関係の諸届出についてお知らせしましたが、今月はその他届出関係について例記します。

Table with 3 columns: 届出事項, 持参するもの, 内容及び注意事項. Rows include: 新規登録, 改印の場合, 登印の場合, 10 廃印の場合, 11 世帯主変更の場合, 12 飼犬の登録の場合, 13 廃犬届出の場合, 14 母子手帳の交付, 15 その他.

# 家庭防火のしおり

れた煙突は使わないこと。

火災の原因で最も多いのは、暖房器具です。お宅のストーブ、煙突のとりつけは、大丈夫ですか。図とくらべ、もう一度たしかめましょう。

特に次の点に注意しよう  
ストーブ

○台は熱を伝えない大きめのものを使うようにすること。特に古くなってメッキのはげた鉄板張の台は危険です。

○ルンペン、薪などのストーブでは、ストーブと台との間に熱をささざるものを置きましょう。(例えば、砂や水をみたした皿)

○ストーブと壁との間を十分離すこと。

○ストーブの周囲の整理は、常に心がけることが肝心です。

○たきつけを乾かすために、ストーブのそばにおくことはやめましょう。

○ちよっとの留守でも、たき口やストーブの周りを確かめ、たき過ぎないように注意しましょう。

## 煙突

○煙突と壁や天井との間は、十分に離れていますか。

○煙突が壁を通るときは、めがね石を使いましょう。(めがね石が、壁の厚さよりうすいものや熱を伝え易いもの、こわれているものは危険です。

○古くなって孔があいたり、こわ

○屋外の煙突は、倒れたり、折れたり、いたんでいませんか。  
○煙突の先は、屋根から十分に離すことが大切です。  
○集合煙突は、使う前に、ひびや割れ目などがないか発煙筒などたいて調べるのが大切です。  
○集合煙突は、そうじのいらぬ煙突ではありません。年に二回以上は、そうじしましょう。  
炭がら取灰はどうしていますか  
○炭がらをモルタル壁のそばに捨てていませんか、モルタル壁だからと安心できません。長い間に裏側の木部に熱を伝えて火災になった例が沢山あります。  
○建物から離れたところに灰捨場をつくりましょう。

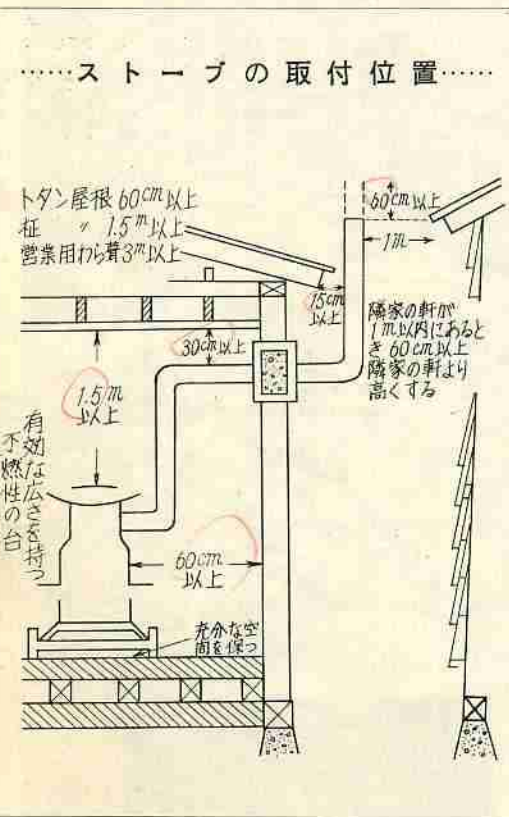
## 事務分掌の一部を変更

記  
○伝染病予防に關すること  
○結核予防に關すること  
○妊産婦、乳幼児の保護指導に關すること  
○老人健康診断に關すること  
○その他住民の健康管理に關すること  
場衛生係より

今まで、保健係で取扱っておりました次の仕事は、衛生係に変更させていただきます。

## 十月予防接種

伝染病予防接種を、次の要領、日程で行ないます。  
皆さんの母子手帳の中には、予防接種についていろいろ記載されていますから、まだ接種の済んでいない人、不明な点のある人は、手帳を調べるか、役場に連絡、確認して該当者はもれなく接種して下さい。  
尚、先に役場衛生係より



日	地区別	時間	場所	混合	インフルエンザ	小児マヒ	痘
				月日	月日	月日	月日
	登別地区	午後 2.00~3.00	保育所		16日	30日	5日
	富浦地区	午後 1.30~2.00	保育所			30日	
	札内地区	午後 1.30~2.00	登別保育所 体育館	25日		26日	
	鷺別地区	午後 1.00~3.00	公民館		1回 12日 2回 19日	生ワク 25日	6日
	富岸地区	午後 1.30~2.00	公民館			生ワク 25日	
	温泉地区	午後 2.00~3.00	温泉支所		1回 14日 2回 21日	生ワク 28日	8日
	カルルス地区	午後 2.30~3.00	カルルス支所			生ワク 28日	
	幌馬別地区	午後 1.00~3.00	体育館		1回 12日 2回 20日	26日	7日
	社宅地区	午後 2.00~3.00	診療所		1回 15日 2回 22日	27日	11日
	鉢山地区	午後 1.30~2.00	体育館 小学校	29日		26日	29日

秋期予防接種について各世帯に回覧しましたが、登別地区、種痘の日程で、十月九日が十月五日に変更しましたのでお知らせします。

### 「ぐれん隊防止条例」 ができました

九月一日から施行

こんど「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（略してぐれん隊防止条例）」ができました。

この条例は、犯罪や暴力のもとになつてゐる「ぐれん隊行為」などをとりぞいで、明るい平和なみんなの生活を守るためにつくられたのです。

●こんなおこないをする  
と罰せられます。

- 一、ぐれん隊のいいがかり・いやがらせ・ゆすり・たかり

### 「愛の鐘建設」の 決算報告

去る七月十五日、登別町愛の鐘建設期成会が設置され、町民各位のご理解をいただきまして、登別町役場屋上に、愛の鐘が建設されましたことについて、心からお喜び申し上げます。建設寄附金も目標以上に達成をいたしました。このご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

ここに次の通り決算をご報告します。尚、愛の鐘一式は、町に寄附を申し上げ、寄附金の残金は、町社会福祉協議会に寄附をさせていただきますこと、併せてご報告します。



- 二、水上カミナリ族
  - 三、押売り
  - 四、ダフヤ・シヨバヤ
  - 五、景品買い
  - 六、たちの悪い客引き行為
- 被害を受けたり、他人の被害を見たり、聞いたりしたときは、早く警察へお知らせください。そしてみんなで暴力を追放して、明るく住みよい街をつくりましょう。

収入 町社協支出金 二〇〇、〇〇〇円  
大口寄附金 一五八、〇〇〇円  
町内会寄附金 一〇六、六三〇円  
個人寄附金 三〇、九〇〇円

支出 計 四九五、五三〇円  
愛の鐘建設工事業費 四六〇、〇〇〇円  
雑費 八、〇〇一円  
計 四六八、〇一五円

残高 (登別町社会福祉協議会寄附) 二七、五一五円  
(尚九月号広報に愛の鐘建設寄附金について一部町内会の寄附金を間違つて掲載しましたので、おわびいたします。)

### 国民年金推進協力員に 和田氏を委嘱

道では、国民年金制度の普及と円滑適正な運営推進の拠点とするため、富浦を国民年金モデル地区に指定しました。

これによって、九月二日推進協力員として和田弥平治氏に対し、道知事からの委嘱状が、町役場において伝達されました。

今後同制度の普及、未加入者の勧奨、保険料の完納、免除該当者の届出その他について、全道的にも模範地区となることが期待されます。



### 観音寺に移す

登別温泉の三大史蹟の一つである「鉦作観音」は、今から三百年ほど前、円空上人が道内各地を巡ってナタで刻んだ観音像の中の一休であることは、よく知られていますが、先般、同じ空円上人の作で、洞爺の中島に祀つてあった観音像が、行方不明になつたことから、三大史蹟保存協会と、同祭典実行委員会では相談のうえ、地獄谷の観音堂から、華水荘前の観音寺に移して安置することになりました。

### 鉦作観音

道では、北海道の歴史と伝統を表徴する北海道旗を制定することになり、次の要領によりデザインを募集しています。

### 今月の 納税



●固定資産税(3期分)  
10月16日より10月31日まで必ず納期限内に納めましょう

### 北海道旗デザイン募集

道では、北海道の歴史と伝統を表徴する北海道旗を制定することになり、次の要領によりデザインを募集しています。

- ◎応募の方法
- ①作品は一人三点以内です
- ②用紙はB四判のケント紙又は画用紙とし、旗は、たて二千

- ③色は自由
- ④作品には、住所、氏名、年令勤務先(学校名)および、デザインの表現の説明書を添付
- ⑤封筒には「道旗応募」と朱書きし、作品に折り目がつかないように注意して下さい
- ⑥募集の締切  
昭和四十年十月三十一日まで
- ⑦作品の送り先  
札幌市北三条西五丁目  
北海道総務部知事室道民課
- ⑧賞  
・最優秀作品一点 知事賞状 および賞杯と副賞三十万円  
・優秀作品五点 知事賞状と副賞一万円

### 美 挙

- 山本茂治 五、〇〇〇円
- 渡辺良子 三、〇〇〇円
- 今井明夫 五〇〇〇円
- コーヒーパールイ 九八九円
- 幌別料理店組合 五、〇〇〇円
- 愛の鐘建設期成会 二七、五一五円

町の人口	
男	一九、二八五人
女	一九、一七人
計	三八、四〇二人
世帯数	九、五一七世帯